

塩竈市水道事業事後審査型制限付き一般競争入札公告

上水道告示第9号

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び塩竈市水道事業契約規程（昭和42年水道部庁訓第2号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月26日

塩竈市長 佐藤 光 樹

1. 制限付き一般競争入札に付す工事

- (1) 工 事 名 令7-単 赤坂配水管布設工事
- (2) 施 工 場 所 別紙設計書のとおり
- (3) 工 事 概 要 別紙設計書のとおり
- (4) 工 期 契約締結日から令和7年12月22日まで
- (5) 入札担当課 上下水道部業務課
- (6) 工事担当課 上下水道部上水道課
- (7) 支 払 条 件 前払金（40%以内）、中間前払金（20%以内）、竣工払い
- (8) 入 札 方 式 事後審査型制限付き一般競争入札を適用
- (9) 最低制限価格 設定する。（最低制限価格より低い入札は失格とする。）
- (10) 入札保証金 免除
- (11) 契約保証金 契約金額の10分の1以上とする。契約締結時に保証事業会社、保険会社又は金融機関が発行する保証の証券又は証書を提出すること。（現金・小切手・国債・地方債証券・公社債・その他政府保証のある債券等による納付は認めない。）

2. 入札参加資格

令和7・8年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者で、公告日時点において次の事項に該当する者。ただし、⑦についての基準日は開札日時点（着手日指定がある工事は着手指定日時点）とする。

- ① 本市の競争入札参加資格承認簿に登録されており、営業所等を県内に有していること。
- ② 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法等により更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法等により再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 建設業法の規定で定めている水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。
- ⑦ 建設業法の規定で定めている技術者を工事現場に配置できること。
- ⑧ 経営規模等評価結果通知書の総合評定値で水道施設工事の評価点が590点以上であること。
- ⑨ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑩ 塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱各号に規定する要件に該当しない者。

3. 入札参加に必要な書類等配布期間及び場所

入札参加申請書類の配布等

- ① 令和7年5月26日から令和7年6月12日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- ② 配布方法 9.（2）で示す場所からダウンロードにより入手すること。
ダウンロードにより入手ができない場合は、塩竈市上下水道部業務課管財係（塩竈市17番10号）に未使用のUSBメモリを持参すること。

4. 契約規程等を示す場所

ホームページアドレス https://www.city.shiogama.miyagi.jp/html/reiki_int/reiki_menu.html

5. 入札参加申請

(1) 入札参加を希望する者は次に掲げる書類を提出すること。(郵送等は認めない)

なお入札参加資格の有無については、入札実施後審査する。

- ① 一般競争入札参加申請書（塩竈市水道事業建設工事制限付一般競争入札実施要綱様式第1号）
- ② 同種工事の施工実績調書（要綱様式第2号）
- ③ 配置予定の技術者に関する調書（要綱様式第3号）（主任技術者又は監理技術者の資格者証等の写し、雇用関係を確認できる健康保険証などの写しを添付すること）
- ④ 入札日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に受けた最新の経営規模等評価結果通知書の写し
- ⑤ 建設業許可の写し
- ⑥ 営業所専任技術者証明書の写し

※ 上記①～⑥の書類を袋とじし、割り印を押したうえで提出すること。

※ 入札参加申請時に交付する一般競争入札参加申請受理書を入札当日持参すること。

※ なお、一般競争入札参加申請受理書を入札当日持参しない場合は失格とする。

(2) 提出期間及び提出場所

提出期間 令和7年5月26日から令和7年6月12日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

提出場所 塩竈市上下水道部業務課管財係（上下水道部庁舎2階 塩竈市旭町17番10号）

6. 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 入札参加資格の審査は、塩竈市水道事業建設工事制限付一般競争入札実施要綱第6条の規定により審査する。

(2) 最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(4) 開札後、提出された書類等により入札参加資格を満たしていることを事後審査し、落札者を決定する。

(5) 落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。

(6) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

7. 入札公告の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し、契約締結を行わない。

- (1) 2. 入札参加資格の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

8. 入札参加資格を満たしていないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を満たしていないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、市長に対して書面により当該理由について説明を求めることができる。
- (2) 市長は、(1)の求めがあったときは、書面を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

9. 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間

令和7年5月26日から令和7年6月12日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 閲覧場所及び設計図書の配布

塩竈市公式ホームページ上からダウンロードにより閲覧及び入手すること。

ホームページアドレス <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/life/5/46/303/>

(3) 設計図書に関する質問

- ① 設計図書に関する質問がある場合は、質問書様式に記入し、塩竈市上下水道部業務課管財係まで持参またはFAXすること。（FAX番号：022-362-0411）
FAXによる場合は必ず電話で到着の確認を行うこと。

- ② 質問の受付期間

令和7年5月26日から令和7年6月4日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

(4) 回答書の閲覧期間

質問に対する回答は、9.(2)で示す閲覧場所で閲覧に供する。

令和7年6月10日から令和7年6月12日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

(5) 現場説明

設計図書等の閲覧をもって現場説明にかえる。

10. 入札執行の日時場所

令和7年6月13日 午後1時30分
塩竈市旭町1番1号 塩竈市役所4階入札室

11. 入札の方法

- (1) 入札参加資格者は、一般競争入札参加申請受理書を持参し、入札担当者の確認を受けること。
- (2) 郵送や電送による入札は、認めない。
- (3) 契約にあたっては、入札書に記載の金額に10%を加算した金額をもって契約するので、入札書に記載する金額は、契約希望額の110分の100に相当する金額とする。
- (4) 入札回数は3回以内とする。
- (5) その他入札にあたっては、申請受理書に示す入札心得を遵守すること。

1 2. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を記入すること。
- (3) 入札執行時に工事費内訳書を忘れた場合は、失格とする。
- (4) 再度入札については、工事費内訳書の提出を求めない。

1 3. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加資格以外の者が行った入札
- ② 入札者の記名押印の無い入札
- ③ 金額、その他重要事項の記載が不明確な入札
- ④ 7.(1)に該当する者が行った入札
- ⑤ 11.(5)で示す入札心得を遵守しない入札

1 4. その他

- (1) 落札者は、5.(1)の③[配置予定の技術者に関する調書]に記載されている者を本工事の現場に配置しなければならない。

ただし、次の①から③の期間については他の現場の技術者を兼ねることができる。

- ① 設計図書又は工事打合せ簿により配置技術者の工事現場への専任を要しない期間が明確になっている場合で、かつ、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間。
- ② 工事の完成検査が終了し、事務手続きのみが残っている場合。
- ③ 工事を中止している場合、その他これに類する場合。なお、本工事が完了するまで、特別の事情がある場合を除き、本工事に専任した技術者の変更は認めない。

1 5. 記載内容問い合わせ

塩竈市旭町17番10号

塩竈市上下水道部業務課管財係（上下水道部庁舎2階） TEL 022-364-1415

FAX 022-362-0411